

事 務 連 絡  
平成23年 3月17日

各都道府県衛生主管（部）局  
免許事務主管課長 殿

厚生労働省医政局医事課  
試験免許室長補佐

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う医師等の医療関係職種の  
免許申請等に係る取扱いに基づく各種手続きについて

標記については、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱いについて」（平成23年3月17日付け医政発0317第20号厚生労働省医政局長通知。以下「同通知」という。）により通知したところですが、これに基づき、同通知による免許申請等に係る各種手続きについては下記のとおりといたしますので、適切に対処いただくとともに、関係各位への周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 免許申請の添付書類に係る取扱いについて

##### (1) 申請受付及び追加書類の提出について

同通知中、1.(2)の②（本籍地が記載された住民票を添付した場合を除く）から⑤の取扱いを受ける申請者については、免許申請書の標題の先頭に「㊦」と朱書きで明瞭に記載（例：㊦医師免許申請書）させるとともに、平成23年10月31日（月）までに正規の添付書類を直接厚生労働省医政局医事課試験免許室あて郵送で提出させることとし、提出がなされた者から、順次免許証の交付手続を行うことといたします（なお、提出期限については、被災地の復旧状況により延長することも検討します。）。

つきましては、本取扱いに関する申請者向けの案内文書（別添1）を作成いたしましたので、適宜活用していただくようお願いいたします。（なお、同内容については、厚生労働省ホームページにも掲載する予定です。）また、本取扱いを受ける申請者に対しては、正規の添付書類の提出に関する周知文書（別添2）も作成しておりますので、保健所等での受付時に必ず配布していただくよう併せてお願いいたします。

(2) 登録済証明書の発行について

上記による取扱いを受けた申請者に対しては、通常の2か月間有効の登録済証明書に代えて、平成23年12月31日（土）まで有効の登録済証明書（別添3）を発行することといたしますので、発行を希望する場合は、官製はがきに受取先の住所、氏名を正確に記載し（裏面には何も記載させないこと）、必ずこれを免許申請書に添付させるようお願いいたします（なお、被災地の復旧状況により有効期限が到来した時点においてもなお添付書類の提出が困難な場合については、別途申請の上、登録済証明書の有効期限を延長することも検討します。）。

(3) 申請書の進達について

上記による取扱いを受けた申請書を進達する際には、進達書の氏名欄に（特）と記載していただくとともに、可能であれば通常の申請書と分けて進達していただくようお願いいたします。

2. 住所地以外の都道府県にて受け付けた申請について

同通知中、1.（3）の取扱いにより申請を受け付ける際は、免許証交付時に申請者と連絡が取れなくなるなどの事態が生じることのないよう、申請者の住所地、居住先及び電話番号などを控えておくとともに、転居の際は転居先を必ず登録するようご指導願います。また、免許証の交付は申請を受け付けた都道府県を通じて行いますので、遠隔地の申請を受け付けた場合は、免許証の交付方法について、郵送での交付を認める等ご配慮いただくよう重ねてお願い申し上げます。

3. 都道府県にて申請を受け付けない職種について

本取扱いのうち、臨床工学技士及び義肢装具士については、厚生労働省医政局医事課試験免許室において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、歯科衛生士、言語聴覚士及び救急救命士については、別添4の指定登録機関において免許申請を受け付けておりますので、申請者より問い合わせがあった場合には、問い合わせ先のご案内をお願いいたします。

4. 同通知及び本事務連絡に関する疑義照会について

保健所等申請受付窓口において、同通知及び本事務連絡に基づく申請事務に関して疑義が発生した場合は、貴職においてとりまとめの上、当職あてに照会していただくよう、お願い申し上げます。

**【照会先】**

厚生労働省医政局医事課

試験免許室免許登録係

担当：藤山、山本

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線2576）

FAX 03-3503-3559

(別添1)

東北地方太平洋沖地震で被災された皆様に対する  
医療関係職種の免許に関する取扱いについて

平成23年3月  
厚生労働省医政局

1. 新規免許申請について

- (1) 添付書類が用意できない場合でも免許申請手続きが可能です。
- ① 国家試験合格証書の写しの添付及び受験番号の記入を省略できます。
  - ② 戸籍抄(謄)本に代えて、本籍地が記載された住民票を提出できます。  
また、その他本籍地がわかる書類または申立書で代用できます。(※)
  - ③ 登記されていないことの証明書は、申立書で代用できます。(※)
  - ④ 判決謄本(欠格事由該当者のみ)は、申立書で代用できます。(※)
- (※) については、事後に正規の書類を提出する必要があります。
- (2) すべての都道府県で免許申請手続きが可能です。
- (3) 国家試験(歯科技工士を除く)の合否を確認できない場合は電話でお答えします。(TEL 03-5253-1111 内線2574、2575)

2. 免許証を紛失された方へ

免許証を紛失された方に臨時の証明書を発行いたします。  
発行手続きについては、別紙をご覧ください。

3. 対象職種

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士

4. 対象者

- ・ 岩手県、宮城県、福島県にお住まいの方
- ・ 岩手県・宮城県、福島県に本籍地または住民登録があり、他の都道府県にお住まいの方

詳しくは、お近くの都道府県庁または保健所までお問い合わせください。

※臨床工学技士、義肢装具士についても同様の取扱いとしていますが、免許申請は厚生労働省で直接受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

TEL 03-5253-1111 (内線2576、2577)

※この他、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、歯科衛生士、言語聴覚士、救急救命士の免許申請でも同様の取扱いとしています。詳しくは下記指定登録機関までお問い合わせください。

柔道整復師

(財) 柔道整復研修試験財団 TEL 03-3280-9720

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

(財) 東洋療法研修試験財団 TEL 03-3431-8771

歯科衛生士

(財) 歯科医療研修振興財団 TEL 03-3262-3381

言語聴覚士

(財) 医療研修推進財団 TEL 03-3501-6592

救急救命士

(財) 日本救急医療財団 TEL 03-3835-1199

臨時の証明書の発行を希望される場合は、往復はがきの往信欄の裏面に次の項目を可能な範囲で、返信欄の表面には受取先の住所、氏名を記入し、下記送付先まで申請してください。（なお、返信欄の裏面には何も記入しないでください。）

1. 職種（※）
2. 登録番号
3. 登録年月日
4. 本籍地（※）  
（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）
5. 氏名（※）
6. 生年月日（※）
7. 性別（※）
8. 試験合格年月  
（都道府県知事免許の場合は、試験合格年月と都道府県名）  
（試験以外により免許を受けた者にあつては、卒業学校名等）
9. 現住所（※）
10. 電話番号（※）
11. 被災時住所（※）

（注1）※印は必ず記入すること。

（注2）登録番号等が不明な場合は記入を要しない。

送付先：〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係

免許申請において正規の添付書類を提出できなかった皆様へ

平成23年3月  
厚生労働省医政局

今回のあなたの免許申請については、本来添付すべき書類が不足しておりましたが、今般の東北地方太平洋沖地震における甚大な被害を考慮し、特例として受け付けることとしました。

つきましては、今回添付できなかった正規の書類について、平成23年10月31日(月)までに、下記提出先まで郵便にてお送りいただきますようお願い申し上げます。(提出期限については、被災地の行政機能等の復旧状況を考慮し、延長する場合があります。)

なお、免許証については、不足している書類が厚生労働省に到着次第、免許申請した都道府県庁を通じて交付することとなりますので、あらかじめご了承ください。

末筆ながら、医療従事者としての今後のご活躍を期待いたします。

提出先：〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係

TEL 03-5253-1111 (内線2576・2577)

(注) 書類を送付される際は、封筒に「免許特例申請に関する追加書類在中」と朱書きするとともに、住所・氏名・電話番号を記載したメモを同封してください。

## 登録済証明書

氏	名			
登録番号	第		号	
登録年月日		年	月	日

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

厚生省労働省医政局長 印

〈備考〉

1. この登録済証明書は東北地方太平洋沖地震の被災者が、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は平成23年12月31日までである。

なお、証明書は紛失しないよう取扱については十分注意すること。

2. 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ提示すること。

※ 指定登録機関が発行する登録済証明書は、各指定登録機関の長の証明となる。



## 指定登録機関一覧

	機 関 名 称	取扱資格	郵便番号	住所	TEL
1	財団法人 柔道整復研修試験財団	柔道整復師	108-0074	東京都港区高輪3-25-33 長田ビル4階	03-3280-9720
2	財団法人 東洋療法研修試験財団	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	105-0012	東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル6階	03-3431-8771
3	財団法人 歯科医療研修振興財団	歯科衛生士	102-0073	東京都千代田区九段北4丁目1番20号歯科医師会館内	03-3262-3381
4	財団法人 医療研修推進財団	言語聴覚士	105-0001	東京都港区虎ノ門1-22-14 (ミツヤ虎ノ門ビル4階)	03-3501-6515
5	財団法人 日本救急医療財団	救急救命士	113-0034	東京都文京区湯島3-37-4 (CIC湯島ビル7階)	03-3835-0099